

## 令和6年第8回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年8月1日（木曜日） 15時00分～17時06分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 3番 高島 千恵美 4番 飛高 聖悟 5番 小野 美智子 7番 竹中 裕子  
9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘  
13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸  
17番 笏田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯 佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯8区 永田 不二男  
佐伯10区 田村 正信 弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原 映治 蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 事務局長 市樂 栄作 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

### 議事日程

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

(局長)

それではすみません前の会議からちょっと時間があきまして大変お待たせして申し訳ございません。

予定している農業委員さんは全員おそろいということですので、ちょっと5分ほど定刻より早くはなりますけども。

開催をいたしたいと思いますがその前にですね、本日お配りをしている中に、地役権に関する資料っていうのがございます。

実は本日の三条申請の中に、[ ]の送水管に関して地役権を設定したい旨の申請がございます。

私も含めてなんですけども、地役権の設定というのは初めての方が非常にございまして、どういったものなのかというような部分も含めて少しですね、担当の方よりご説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましてはこの地役権に関する資料これで説明をし目の前にですね、画面の中に[ ]からいただきました、送水管の図面がございます。

あくまで[ ]からご了解をいただいて、示されたこのものがこれでございまして、ちょっと見た目がですね非常に古くてですね管内図を見ますとまだ、今の南部振興局のところはまだ野球場があるような時代を、管内図ですので、多分30数年前なんだろうと思うんですが、これのみをご提示して結構ですよ。ただ、配布はご遠慮ください。

こういった形で映し出すというふうなことは、ご了解をいただいておりますので、これを見ながらですね、少しご説明をさせていただきたいと思いますので、開催に先立ちましてちょっと十分ほど、時間をいただきたいと思います。

それで担当の方から。

(事務局)

はい。

今回ですね、興人の方で、地役権の設定というところでですね、土地に埋設されている送水管の地役権の設定が今回申請として上がっております。

ですね、地役権っていうのが今まで出て、もうほとんど出たことのない案件ですので、簡単に地役権とはというところで説明します。

地役権はですね、自分の土地について便益ってことで利益を得るためにですね、他人の土地を利用できる権利のことをですね指します。

便益を受ける方の地役権さんの方は、地役権を設定した方ですね、の方が要役地で便益を与える。今回埋まってる側の土地の方ですね、承役地といいます。

地役権は様々あるんですけども、よくで行われる通行のため、他人の土地を使って自分の土地に通行するために利用される通行地役権とか、高圧送電線とかの安全確保のためのですね。

送電線線路の地役権で送電線路敷設地役権ですね。

要役地と承役地が通行地役権の場合は隣接しているんですけども、送電線敷設地役権の場合はですね、要役地は遠隔地の発電所或いは鉄塔が建ってる場所になります。

送電線路は承役地の空路を通過するため、空路に沿った承役地に対しての地役権設定を行います。送水管に関してはですね、承役地の地下に埋設されているものになりますので、埋設路に沿

った分、結構長いんですけど、こういった形ですね、地役権の設定を行うというふうにされています。

ええと今回 [ ] の申請になってですね、こちら埋設している送水管についてなんですけど、大体設置が昭和 26 から 28 年ごろに設置されたと言われてます。

操業 28 年ですってところで、管路的には約 7 キロ。佐伯市の稲垣の高畑から東浜までちょうど興人の佐伯工場があるところですね。そこまで 7 キロで結ばれております。

管種がヒューム管ってことでなんかコンクリート製の送水管を埋設しているとのことなんです。

口径が 1200 ミリというところで、埋設してる場所がですね、平均して地表から概ね 2 メートル前後の深さで埋設されているとのことなんです。

場所によって、1.5 メートルと近いものから 4 メートルぐらいまであるようになっております。

今回ですね地役権がこっだけ浮き上がってきた経緯っていうところで、2018 年に訴訟の方が提起されてですね、判決がですね、訴訟の原告以外の埋設者の方々に、直接効果や影響を及ぼすものではないとあるんですけど、紛争が将来再び起きることも否定できないということですね、土地の所有者に送水管についての理解をえていただいた上で、将来の紛争、積むべきっていうところで当事者間の任意の合意という形で、一定の対価を払うことで、地役権を改めて、当時は設定し、言っていたけど設定していなかったって状態から改めて地役権を設定する契約を、締結することを提案して決定いたしましたという経緯があります。

その上で、決定に行ってますね、本年 3 月の方へ登記簿上で把握したすべての埋設地の、地権者の方に説明会を開催する文書を発信して、本年の 4 月の 19.20 の 2 日間と、計 3 回にわたってですね説明会を実施したとのことなんです。

提案についてはですね、本年 5 月 1 日から 10 月末までの間に、今回埋設されている送水管の土地の所有者の方にですね、回答いただきたい旨を示しているとのことなんです。

少なくとも今回のようにですね、これに伴う複数の農地に関わる許可申請が出てくるという話なんです。

裏のページをご覧ください。

今回当該申請に該当する農地ってことで、農業委員会の方に出る農地としてですね、最大で 94 筆は出ると言われてます。

そのうち今回 12 件の申請がありました。

当該する未申請の分についてはですね、まだ提出してる費用の準備とか同意に達してない農地とかもあってまだ個人情報とかが、今すぐ出せるわけではないので、今のところは出せないというところでお示しができないという旨の回答いただいております。

管路については前の通りですね、見づらいかとは思われますけど、 [ ] の提出本市に提出されてるそう、管路図の方ですね、用いてですね、説明していただいております。

結構長いような形で、これが約 7 キロということですね。

以上で今回の申請についての説明とさせていただきます。

(局長)

はい。

すいませんちょっと管路についてももう少しご説明いたします。

ていうか次回からもこういう申請が続きますので、この説明はもうこの1回だけにしますので、少し詳しく説明します。

ここの番匠川の中から取水をされてここにいわゆるポンプ室があって、そこから約7キロの[ ]の工場の中に送っているということで、ここのですね、ここが佐伯生コンの橋ですね。ここ両ごじの、少し山があってここ大地になりますけどもここのところに、60メートルのトンネルがあるそうです。

その中、ここは60メートルのトンネルで送水管が通っていると。

それから、ここのハナミズキがあるところですね少し高台に住宅地ができています。

ここに120メートルのトンネルがあってそこに送水管が、通ってるということです。

ここがもうご承知の通り新佐伯大橋の横にありますそう送水橋っていうんですかね。

ブルーだったかな。

それが約330メートルほどの橋だそうです。

全部で7キロほどあるんですけども、こういうところを踏まえ含めて、露出していない面が全部で6490メートル約6500メートルですので、こういう管路含めて少し表に出てるのが約500メートルほど、一部一部であるそうです。

そういう形で管路の方はお聞きをしました。

今回申請をいただいているのは、概ねここの稲垣の大地っていうんですかね。

この地区の部分と、それから、何ていう地区になるんかな。

久部ですかね。

久部の周辺、それと蛇崎の周辺この中で17件の申請がございました。

ですから、おそらくまた今後、申請が出てきたり、10月末までは受け付けるそうですので、出てくるとここの部分を含めてまた女島の方だとかですね。

そういう部分で申請がまた加わってくるかと思います。

以上でございます。

はい。

以上ちょっと簡単でございますけども、地役権それから、埋設されている送水管の状況等の説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第8回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、すいませんちょっと報告をいただけてないんですけど。

いいですか。

はい。

すいませんお待たせしまして申し訳ございません。

本日欠席議員はちょっと順番不動でございますけども、山田美之委員さん、伊藤委員さん、小野隆壽委員さんの3名が欠席となっております。

本農業委員17名中本日の会議の出席者は、3名欠席でございますので14名となります。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしてお

ります。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第 29 条第 2 項の規定により、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する、議事につきましては (1) の議案第 21 号から、(4) その他の①非農地証明願いまででございますので、当該案件が終了した推進委員は、順次退席をされて結構でございます。

それでは会に先立ちまして宮協会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

皆さんこんにちは。

推進委員の皆さんにつきましては、午前中の農地利用状況調査、それから利用意向調査の説明会引き続いてということで大変ご苦勞様です。

大変毎日暑い日が続いておりますが昨日は犬飼で 39 度だと、その前は全国で 3 件ほど 3 地域ほど、40 度を超えるというふうな、暑さの中ですね、皆さん仕事されておりますけども、日常にかからないようにひとつ十分注意をしていただきたいなというふうに思っております。

それですね、最近の状況ではですね、佐伯市蒲江のひまわりですね、皆さんが一生懸命作業、ボランティアしていただきましたけども。

テレビ、新聞等で皆さんの手元にもあろうかと思えますけどこういう形で、非常に効果が出てるのかなというふうに思っております。

大変皆さんの協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。

今日はですね、先ほど冒頭に説明がありましたように三条で 20 件申請が議案として上がっておりますけれどもそのうちの 12 件が、この地役権の設定と、いうふうなことでございますのでですね、いろいろご意見もあろうかと思えますけども、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます、簡単ですけども、挨拶とさせていただきますよろしく申し上げます。

(局長)

これより先につきましては農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

それでは私の方で議事進行させていただきたいと思えます。

それでは農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を 11 番、波戸崎孝委員、12 番、三又勝弘委員をお願いをいたします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

はい。

それでは着座にてご説明をさせていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第 21 号農地法第三条の規定に

よる許可申請についての件数は20件、面積は田及び畑を合計いたしまして、2万4322平米でございます。

議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は2件でございます、面積は、田及び畑を合計いたしまして、1644平米です。

議案第23号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は6件で、面積は、田及び畑を合計いたしまして、6532平米でございます。

議案第21号、22号及び23号に関する合計件数は28件。

合計面積は、田が2万7962平米。

畑が4536平米で、総合計面積は3万2498平米でございます。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので早速議事に入りたいと思います。

それでは、議案第21号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの三条の一番について、事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外及び内の農地です。

農地取得後は杉苗の栽培を行い、障害者就労支援事業として農業生産を行っていくことです。

農地法第三条の不許可の例外にあたり、農地法施行令、第二条第1項第1号のハに規定する教育、医療、または、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省は、農林水産省令で求めるもの学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他、営利を目的としない法人がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的に関わる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能になります。

今後引き続き農業を行うとのことなので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局から説明は以上です。

(会長)

では松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番について、事務局の説明の後、藤原委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と臨時雇用2人の計3人で行う予定とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は144.24アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について、本日、担当推進委員さんが欠席でございます。

よって小野委員さんから、現地を調査した小野さんから意見を述べていただきたいというふうに思います。

後で結構です。

はい。

それじゃ、事務局お願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業は譲り受け人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は163.57アールとなります。

今後農業を行う上で申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局から説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは小野委員さんお願いします。

(小野美智子委員)

7月の29日に現地確認に行って参りました。

現状はちゃんと田植えもしていらっしゃるし、今後も地域の担い手の方がもし最悪の場合は僕は引き継ぐよとおっしゃってましたので、大丈夫だと思います。

問題ないです。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明と現地を実際に調査した委員さん、小野委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の4番について、事務局の説明の後、本日、担当推進委員さんが欠席のようにございますので、推進委員の意見もあわせて事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子4.5.6ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人で行う予定とのこと。

農地取得は野菜や果樹、しきみを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は15.92アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見でございました。

それでは三条の4番についてこれ意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番について、事務局の説明の後、田村推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子7.8.9ページをご覧ください。

今回の申請は、ちょっと珍しいんですけど、特定遺贈による所有権の移転です。

遺言執行ということで、亡くなった方が遺言みたいな形ですね、と違う方にですね、する場合

はですね、農地法三条の許可が必要になってくるので、今回がその特定遺贈に当たるものになってきますので、普通の農地法3条として扱いたいと思います。

申請農地は農用地区域外及び内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと。

農地取得後は米や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は45.65アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、田村推進委員さんお願いします。

(田村推進委員)

特に問題はないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、三条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番について、ごめんなさい、3条6番ですね。

本日、担当推進委員が欠席のため、事務局の説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子10ページから13ページをご覧ください。

三条六、七は譲受人が同じであり、一括して譲受人が同じなるため、一括して審議させていただきます。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

いいですか。

はい。

(会長)

いいですし、質問してください。

(事務局)

はい。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲り受け人と父の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は57.91アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員から特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

事務局から三条の6番と7番一括して説明いただきましたので、一括して審議をさしていただき  
たいと思います。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これよりそれではこれより、三条の6番と7番について意見等を求めたいと思います。どなたか  
ございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の6番と7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の8番から19番については、申請案件ごとに申請地及び申請人の欄の譲渡人の欄  
に示す、申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す、申請人はすべて

会社代表取締役社長であり、申請内容も同一でありますので一括して審議いたします。

事務局が一括して説明の後、吉良推進委員さんが本日欠席でございますので、推進委員さんの意  
見も併せて、事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子14ページから28ページをご覧ください。

今回の申請は、農地法3条による地役権の設定です。

地役権とは、一定の目的の範囲内で、他人の土地を自分の土地のために利用する際の権利の設定  
のことです。

今回設定する土地が農地であるため、農地法3条の申請が必要となります。

地役権設定後、承役地がその後農地としても利用できるか、また、周辺の農地に支障はないかご確認いただけたらと思います。

事務局として、担当推進委員の意見としてですけど、まずですね、送水管の埋設位置の位置の詳しい表示がないため、工作機械の大型化によって、土地に埋設の位置の表示がないので、送水管場所と考えられる水田では重機の陥没等が起きて、当該水田の耕作を敬遠するようになります放棄地が増加すると考えられるとの意見があります。

事務局の説明としてはですね、          の方は農地に送水管があることによって農耕ができないという事実は、現在認識してないということで、現地の方でいくつか見ていただいたらわかるように、現状耕作してたり管理されているところもあるので、特に問題ないという話があります。

まず②についてで、二つ目の意見として、平成 20 年頃に自宅付近で、送水管からたびたび水の吹き出しがあったとの意見がきております。

ちょっとどういう形で吹き出しがあったとか意見書を見る限りの詳しいことはわからないんですけども、          としては、送水管からの漏水とかが認められた事案については、送水管とか中に入って、つなぎ目の部分を内側からシードをする等で漏水の制御するようにしているとの話です。次の意見として送水管設置する際の、稲垣地域への各表を見せていただきたいと申し入れをしたが、確証はないという回答であったと。

          との話し合いの中で、吉良委員さんが言っていたんだと思うんですけど、今回の申請についてはですね、その土地の人とですね、今回          との合意があった上での、地役権の設定になります。

なので特に事務局としては、現状各所のところは特に今受け付ける時点では必要ないと考えます。

他に意見として、4月3日に          の方か、吉良委員さんを含めて説明会を開いたときに、全地区と同意書が締結されている旨の報告を受けたが、内容の定義はなかった。

誰が統一したか同意内容が必要であると。

過去の話のことで意見がされてるんですけど、今回の申請が現在の土地の所有者との興人の合意にあった上での申請となっており、今回申請者、承役地の方の、今土地の所有者の合意書も一度もらっていて。

合意があった上での申請が出されているので、過去のところは、審議上する上で事務局が審議する上では、現状必要はないのかなと考えてます。

最後に送水管事項は、地権者と興人の2社間の間だけではないので、昭和30年の頃から現在に至るまでの手続きとか設置場所とか様々な概要と条件等、長時間に不明にされてきた責任重たいと考えられる。

今回の地役権の申請は、これまでなかった異質な申請であり、特に協定内容とか、送水管に関する各種の確認と添付があって申請を受理すべきというふうに、意見をいただいておりますが、一応事務局が受け付けた理由としてはですね、基本的な地役権の書類としてはそろっており、大事な一番重要なことである所有者、土地の所有者と、興人との合意がしっかり得られた上での申請となっております。

審議する時にもですね、現状の承役地が農地として利用できるかと、周辺の農地に影響はないかというところで、審議していただくことになるので、事務局が受け付けていた時点として特にこ

こは必要ないのかなと思っています。

一応、事務局からの説明と、委員さんの意見の説明は以上です。

(会長)

事務局から説明、そして担当推進委員さんからの意見について事務局からの見解も述べていただきました。

それでは三条の8番から19番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

(会長)

はい。

松戸崎委員。

(波戸崎委員)

11番の波戸崎です。

かなり広範囲な契約というか、地役権に関する申請だと思うんですけども、ここまでの広範囲になってくると、例えばその地権者だとか、何て言うかね、合意が得られれば、もうそれでいいのかなというふうにちょっと疑問があるんですよ。例えば区長会だったりとか、当然、農地以外のところ住宅の人にも通っていたりとかすると思うんですけど。

農業委員会としては、地権者と合意がられればもうただ受け付け得ざるをえないのかどうなのかなってのがちょっと気になります。

はい。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

事務局での受け付けの必要書類としてはですね、基本的には農地法3条でいただくような書類と、今回地役権を結ぶ所有者、勝手に結ばれないようにってところで合意と。

本人の合意と興人の方が地役権を結びますというような契約をしっかりと結んだ上での申請になってくるっていうのと、ちょっと今回虫食いなのでその隣にある送水管とかの話が今ここで出てないことになるんですけども、一応、審議としてはですね、農地として農地についての審議になりますので、事務局としては必要書類がそろった時点でちょっと受け付け入るような形になっております。

(波戸崎委員)

書類上、不備がないので、受け付けるということでもいいんですかね。

(事務局)

受け付けた時点ではもうその書類上特に不備がなくて受け付ける状態のものであったので、受け付けさせていただきました。

(波戸崎委員)

はい。

わかりました。

(会長)

他にどなたかございませんか。

はい。

竹中委員。

(竹中委員)

7番の竹中です。

一番最初の地役権についての説明とそれから一番最初の白黒の地図。

の、最初から最後まで送水管の位置と、今回管内図に示されてる。

圃場図というか、示されて、出されているんですけど、この圃場図が、見てみると、全然こう送水管どこを通過して、何で繋がれていて、どの農地を通過しているかというのが、私にははっきり見えない、わからないんですけど。

そうするとその間の関係する14筆あるということでしたけども、どのぐらいの方が関与して、これから契約をしないといけなくて、水路とかもあるでしょうし、その辺がこの地図、何ていうんですかね、圃場図だけではよくわからない。

ので、何かもうちょっとわかりやすい資料があると、作るのは大変なのかもしれないんですけどもちょっとこの、圃場図に、違う色で送水管の位置を入れてもらうとかそういうことは難しいんでしょうか。

(会長)

事務局長。

(局長)

お答えをいたします。

興人さんと協議の結果の部分ではございますけども、私の方も先ほど示した送水管の図面、これでは非常にわかりづらいんだなと。

一番ありがたいのは字図、いわゆる1件1件の区域がわかるよぐらいの大きさの中に、管が通ってますよと。

この土地この土地というような形で、わかるものがいただければというふうな形で求めたんですけども、興人さんにつきましては、現実的に訴訟案件にもなっている部分もございまして。

佐伯工場の判断だけでは、対応できないということで佐伯工場の方から本社の方に協議を持っていただきまして、そちらの方には弁護士また法務担当とか、そういった方が全部おりますので、

そういった旨を総合した時に、今興人さんの方が提出できる管路図については先ほどお示したもののみであるということでした。

従いまして、非常に見づらい部分ではございますけども、管路図について現段階では、これ以上のものはないということをご理解をいただければと思います。それから、農地については約 94 筆がマックスだということでお伺いをしています。

それ以外には住宅地もあったり、雑種地もあるでしょうし水路もあるでしょうし、いろんな形があろうかと思いますが、農業委員会に選出されるのはマックスで 94。

ただ、その中にももう当然現段階で同意をほばいただけないのかなと。

というような案件もあるというふうにお伺いしておりますし、相続の関係で相続人が非常に多くて、もうこの申請については見送りももう見送らざるをえないと。

というような案件もあるそうです。

■の方は当初、当然、100%を目指して、皆さんの方に説明会を行ったんですけども、現段階で、今言ったようなことがあれば当然 100%には、達することは難しいだろうなというふうなご意見をいただいております。

その上で、今後の計画等もあれば、お示しをいただきたいという旨も申し上げたんですけども。

現段階では、10月に一度、受け付けを閉めますと、それから書類等を作成しますのでそれが11月12月、年を越して、1月2月ぐらゐまで申請がずっと続くのかもしれませんが、その案件についての対応をしたい。

時点で例えば50%であったとした場合に、残りの50%をどうするかというものは、まだ本社の方では、決定をしていないそうです。

佐伯工場の思いはあるそうなんですが、本社の決定事項としては、そのようなことですので、もし、今回、質問等があれば、その旨でお答えをいただきたいという形でそれ以上のことはない。

逆に言うとお答えをできないというようなこともございましたんで、もう一つは、94筆ほどあって、もし番地を教えていただけるのであれば、我々の中で、その字図の中に落とし込んで、該当する土地がこの94ピースのようですよと、いう形でお示しをしたいんだなという旨も申し上げましたけども。

これにつきましても先ほどご説明をいたしましたように、申請をされていないものについては個人情報的なこともございますし、申請をもうはなからしないというようなこともあり、ありますので、そういった面については、情報開示の部分から事務局の方にお示しすることできないと。

ということですので、現状といたしましては、今回提出された12件、それから先ほどの管路図を合わせもって、この道をこういうふうに通ってんのかなというような形で想像の部分も若干あろうかと思いますが、それでご確認を賜ればというふうに思います。

以上です。

(竹中委員)

さきほどの説明で、本社とまだ合意が取れてないってことだったんですけど、それで、もうこういうし申請というか、決定とかしても、後でまたひっくり返るとかいうようなことはないんでしょうか。

(会長)

はい。  
事務局。

(局長)

はい。  
すいません。  
後でひっくり返してはどういう意味でしょうか。

(竹中委員)

ひっくり返るというのはおかしかったですけど。  
いや本社はまだそういうことは決めてないとか、そういうことで、申請が変わってしまうという  
か、取り下げになったりとか、もうそれはないということですね。

(会長)

今の説明ではですね、申請をしてるのがもう、翻ることはない。  
本人、登記人と契約をしてますから、そして契約が合意に至ったことでここに議案として上がっ  
てきてますから、これが翻ることはないんですけども。  
90 何件、今年の 10 月まで。  
それまでに佐伯工場の方としては、契約にこぎつけたいとしてるんですが、それでもしこぎつ  
けない場合は、佐伯の方としては、一応もうここで打ち切りたいというふうな考えかな。

(局長)

はい。  
すいません。  
今、議長の部分で少し付け加えますと、ちょっとこれ、改めますと、今 10 月末まで、いわゆる地  
権者の方に同意をいただける方は、ご提出をいただけないかという形になってます。で、10 月末  
を一旦の締め切りとしましてそれから [ ] の方が代理になりますので、いろんな書類を準備  
をいたします。  
その中で、申請書類が完備されたものについて、順次提出をされるということです。  
ですから、今、提出されている 12 件については、取り下げるといったことはないというふうに思っ  
ておりますので我々は今回、審議の場に立っておりますんで。  
それ以外のものについては、申請をされないことも当然あるでしょうし、これ地権者の考え方も  
ございますので、全部が 94 筆であった場合に、それが 50% に収まるのか。  
例えばもう 20 件とか、そういう形で収まるのかっていうのは、まだ我々の方も [ ] からお伺  
いをしておりません。  
ただ、担当者レベルでお伺いしたいのは、現段階では半分ほどは、同意書もいただいております  
す。あと書類を管理するまでにまだ至ってないのでということは口頭の上では、お伺いをして  
おります。  
以上です。

(会長)

竹中さんよろしいですか。

はい。

他にご意見ございませんか。

波戸崎君すっきりした。

はい。

矢野委員。

(矢野委員)

矢野です。

一応今日お話も聞きましたけど一応我々農業委員としては、ここに出されたものを審議するのと、それから他についてはまだ我々は入るとこじゃないんじゃないかな。

ここに出されたこの原案について、自分たちはこれ適正であるかとか、これはもうどうしても申請やむを得んとか言う意見もありましようけどこれから奥の話とかいうのに対しては、我々はまだ立ち入ることはできんだろうし、行政とか大変なことになるのか、一応、今日、一応でなくて、我々これ出されたものに対して審議する。

これは農業委員じゃないかなと思ってます。

以上です。

(会長)

はい。

他にご意見ございますか。

はい。

飛高委員。

(飛高委員)

そうですねど地役権を設定するんですけどその契約ができるところは、その、せんでも違反にならないのですか。

契約を、

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。

違反っていうわけでもないんですけども、ちょっと契約ができないかどうかっていうところまでが完全には事務局も把握できてなくてももう上がってるその同意がえられてるものについて事務局が今説明できる範囲のことしかちょっと現況は言いようがないってところではあります。

(飛高委員)

わからないんだけど、その通っちゃうんが大体わかってるわな。

通ってるルートが。

そういう中で[ ]と契約ができんからそこをほたつちよっていいんだっていう。

ことで、農業委員会の責任っていうじゃなくて、許されるんか、例えば埋め立てなんかしたときに、埋め立てというのは適当じゃねえんかもしれんけど何か、本来は申請して許可を取らんといいけんのが、許可が取れてない。もう何十年も前からのことだけな。

ていうことは違法にならんのか、他んところはもう[ ]と契約できな、それで三条申請せんでもいいっていうことになるんじゃないの。

何かその。

(会長)

事務局長が説明します。

(局長)

はい。

ただいまの件なんですけど、これも[ ]の方にお伺いをしている内容なんですけども、埋設当時にですね、基本的に同意をいただいて、契約等も行っていると思うんですが、時代が時代でございまして登記の部分を行っていなかったということがございまして、[ ]いわくは、その当時にそういう契約が成り立っているので本来であれば、もうそこで地役権の設定は完了しているという認識をお持ちだそうです。

ただ、今回訴訟が起こった案件でもございまして、またそういったものになりかねないために、火種を積むという言葉も[ ]の方がおっしゃいましたけども、用心のために、改めて地役権を設定をするということだそうでございます。

ですから、[ ]の認識は、現実的にはもう地役権設定されてんだけども、法律上は認められていない部分があるので、改めて設定をし直すという認識でございます。

もう一つはですね、通常的地役権の設定をする場合には、例えばこれを例にしますと、今から送水管を入れたいんですが、という段階での地役権の設定になるんです。

例えばこれでAさんBさんCさんの土地を通ります。農地を通りますと、いったときに、そのAさんBさんCさんが当然全員が同意をしなければ、そこに送水管を埋めることができません。で水を送るためですから当然一本の線に起点から終点までならなければならないんですが、現実的にこの案件につきましてはもうすでに埋められているものに対する、後追いのような部分もあるもんですから。

どうしても先ほど申しましたように、同意がいただけないような案件については、虫食い状態になってしまうのはこれはもう致し方ないというのが[ ]の見解でございます。

(会長)

はい。

そういうことですね。

はい。

もう、この農地に関する部分だけを農業委員会は審議するわけで、宅地であろうと、用水路であろうとかそういうのはもう私たちが考えることじゃないと思うんですよね。

それでは、もうそろそろ、まだ他に意見があれば、ありませんか。

それではもう、意見が出尽くしたというふうなことで、取りまとめたいと思いますがよろしいですか。

はい。

それでは、3条8番から19番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の20番について、事務局の説明の後、塩月推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子29ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や栗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

現状建っている倉庫は農業用倉庫として今後も利用していくとのことです。

取得後の耕作面積は26.56アールとなります。

今後の農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局から説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思われま

以上です。

(会長)

はいありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の20番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の 20 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する 20 件の審議を終わります。

続きまして、議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書 8 ページの四条の一番について、事務局の説明の後、永田推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

四条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の 30 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地現況地、田について数枚の田で分かれており、段差があるため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は琵琶、栗を作付する計画です。

申請地では 2.0 メートルのかさ上げを行いますが、隣接に対しては、間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 2、1 両括弧 1 完了 (イ)。

第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、永田推進委員さんお願いします。

(永田推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、四条の2番について、事務局の説明の後、吉良委員が推進委員さんが欠席でございますので、推進委員の意見も併せて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。

4条2番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の31ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

進入道路及び駐車場用地の用途による申請です。

申請者自宅には、正門がありますが、隣接住宅の敷地を通行しないといけないため、申請地の一部を平成20年ごろから、進入路及び駐車場、駐車転回スペースとして利用している状況です。

また、残地についても、親戚が帰省して帰省したときなどの来客用駐車場として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周辺への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1の(1)、両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに、該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、本案件はすでに進入路及び駐車場用地として利用されており、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ありませんとの意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明そして推進委員さんから無断転用で遺憾であるけれども始末書が添付されており、現地については問題ないという意見がございました。

それでは四条の2番について、これより意見等を求めたいと思いますがとかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する2件の審議を終わります。

続きまして議案第23号農地法第五条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書9ページの五条の一番について、本日、担当推進委員が欠席をしておりますので、事務局の説明と推進委員の意見を合わせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 32 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田と畑です。

宅地分譲用地としての用途による申請です。

譲受人が 9 区画分の分譲地を造成します。

申請地では、9 区画の分譲地を造成します。

造成工事は補足道整地のみですが、申請地の一部の進入通路部分は、スロープ仕上げ、また、その他の申請地の一部の法面は転圧処理を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両括弧 1 への両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明と、担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

あなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の 2 番について本日担当推進委員が欠席をしておりますので、事務局の説明の後、担当推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の 2 番についてご説明いたします。

地図の 33 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

資材置き場及び進入路用地としての用途による申請です。

申請近くの既存の資材置き場現有地は、剪定枝をチップ化するための剪定枝チップ及び原木を置いている状況ですが、原木については置き場が不足しており、切り出し位置に長期間仮置きして

いる状況です。

そのため、原木置き場及びそれに伴う進入路の確保が必要なため、申請地の一部北側の2筆は、原木置き場、その他の申請地の一部、南側の1筆は申請地の原木置き場と、現有地の資材置き場の間では、重機運搬車両との移動があり、また、道路から現有地へ搬出入のため、進入路として利用する計画です。

なお、申請地の一部北側の2筆の一部には、杉が植栽されていますが、苗起用として植栽されたものです。

申請地では、幅4メートルと6メートル、長さ12メートルの原木置き場を計5ヶ所設け、また重機運搬車両等の侵入路用地365㎡を設けます。

造成工事は2.0メートルの盛土で行いますが、安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1、完了(2)。

第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の34ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。

一般住宅用の用途による申請です。

譲受人は、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

申請地では、木造二階建て、建築面積125.45平方メートルの住宅を建築します。

また、河川敷側の空きスペースには、申請建物内の薪ストーブ用の薪ストックヤード及び譲受人、夫の職業が林業関係であるため、作業、駐車スペースを設ける計画です。

造成工事は現状のまま利用し、隣地境界にはコンクリートブロック積みを設置するため、土砂、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理、生活排水は農業集落排水処理施設に接続し、雨水は河川敷に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1の両括弧2のCの両括弧イ第1種農地の許可基準の例外規定住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住するものの日照性拡張または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周りを見てからも特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

なしの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の4番について事務局の説明の後、本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の4番についてご説明いたします。

地図の33ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

進入路用地としての用途による申請です。

借人は申請地に隣接する別途申請、五条の2の原木場へ原木置き場への進入路を確保するため、申請地一筆の一部を進入路として利用する計画です。

申請地では原木置き場への進入道路 497 m<sup>2</sup>を設けます。  
造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。  
また、雨水は自然浸透します。  
水利権はありません。  
許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。  
事務局の説明は以上です。  
担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。  
以上です。

(会長)

事務局から説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。  
それでは五条の4番についてこれより、意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。  
はい。  
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。  
それでは五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。  
はい。  
全員賛成ということで、許可したいと思います。  
続きまして五条の5番について、そうですね。  
本日は担当推進委員さんが欠席をしておりますので事務局の説明とあわせて、推進委員さんの意見もお願いしたいと思います。

(事務局)

はい。  
五条の5番についてご説明いたします。  
地図の35ページをご覧ください。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。  
一般住宅としての用途による申請です。  
譲受人は結婚して家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。  
申請地では、木造平屋建て建築面積 100.61 平方メートルの住宅を建築します。  
造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出の恐れはないと思われます。  
また汚水処理、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。  
なお、本申請地は、埋蔵文化財包蔵地とが牟礼遺跡に属するため、工事着工 60 日前までに、佐伯市教育委員会社会教育課、文化財係に、埋蔵文化財発掘の届け出通知についての届け出を、後程行います。  
水利権はありません。  
許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。  
事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。  
以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。  
それでは五条の5番について、これより意見等求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。  
それでは五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。  
続きまして五条の6番について、事務局の説明の後、上杉推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の6番についてご説明いたします。

地図の36ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

大分県が施工する、床木海崎停車場線道路改良工事、用地買収に伴い、譲受人と同一住所、敷地内の父親の現住居部分が移転となったため、現住居の隣地である申請地に譲受人の父、夫が共同で住宅を新築する計画です。

申請地では木造平屋建て、建築面積49.94平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流しま

す。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

これちょっと。

ええ。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する6件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第21号農地法第三条の20件につきましては、許可したいと思います。

議案第22号農地法第四条の2件につきましては許可したいと思います。

議案23号、第23号農地法第五条の6件につきましては、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

最初に、番号1について、事務局の説明の後、すいません。

担当推進委員が欠席しておりますので、事務局から推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願1番について説明をいたします。

まず最初に、今まで位置図は、お手元にお配りしておりましたが、位置図と現況写真につきましては前方の画面に映し出しますのでよろしくお願いいたします。

非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は7月18日に担当地区の曾根田推進員と、事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字仁田原の3筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地の3033番地の1につきましては、昭和50年に農地法の知識がなく、住宅及び倉庫を建設し、利用してきました。

また、3032番地3033番地の4は、昭和50年の林道開設時に埋め立てをし、放置されたため、山林化しております。

今回この土地を所有権移転するにあたり、農地では所有権移転ができないための申請になります。

現況は、前方の画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

担当推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。  
事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。  
それでは番号1についてこれより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思いますそれでは番号1について賛成される  
方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2について、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願、2番を説明いたします。

申請地の調査は7月18日に担当地区の市原推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は平成元年に、さいうん寺ですか。

敷地の一部として、砂利を敷き式整地し、さいうん寺の駐車場への進入路として使用しております。

農地法の知識がなかったことから、敷地の一部として利用し、使用しております。

現状は画面に映し出している通り、住宅、お寺への進入道路、その他、日常生活上必要不可欠な  
通路として使用されているものであり、かつ、転用後20年を経過しているものであります。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんをお願いします。

(市原推進委員)

ここ、一部ちょっと畑になってるけど、駐車場かな。

特に問題はないと思われれます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号2についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号3について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願3番の説明をいたします。

申請地の調査は7月23日に担当区の一瀬推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字尺間の一筆です。

申請の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、以前は茶畑として耕作をしておりましたが、令和元年9月の台風による冠水の影響により耕作が不能な状況となり、放置されたため山林化しております。

周囲の土地も山林原野の状態です。

今回売買をするにあたり、農地での所有権移転ができないための申請であります。

現況は、画面に映し出してる通り雑木林が茂っており、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当いたします。

なお、担当の推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号3についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号3について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号4について本日担当推進委員が欠席のため、事務局の説明の後に推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願 4 番を説明いたします。

調査は 7 月 18 日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市上浦大字津井浦の一筆です。

申請の、申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は昭和 53 年頃から耕作者がおらず、放置されたため、山林化しております。

現況は、画面に映し出しておる通りで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当いたします。

担当推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号 4 についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 4 について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願いに関する 4 件の審議を終わります。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を 16 時 20 分。

10 分間の休憩としてさせていただきます。

よろしく申し上げます。

皆さんよろしいですか、時間が来ましたよ。

はい。

それでは再開いたします。

その他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。

よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和 6 年 10 月 1 日開始分の 41 件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、更新で登記地目、田3筆4248平米。

契約期間6年のもの、新規で登記地目、田2筆2172平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目、田、9筆、6350平米。

更新で登記地目、田9筆7721平米。

契約期間19年3月のもの、更新で登記地目畑、1筆、1418平米。

契約期間20年のもの、中間保有で登記地目、田16筆、8382平米。登記地目、原野、一筆、45平米。

以上合計41筆、面積が3万336平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので。

はい。

はい。

し、はい。

事務局農政課。

(農政課)

今回ですね中間保有農地っていうことで、新規とか更新とか区分の一つに、中間保有っていう、区分があります。

この中間保有ですね。

農地中間管理権の設定でありまして、通常、土地の所有者から耕作者へ行くんですが今回の、この20年の中間保有の農地につきましては、一度農地中間管理機構が農地を保有するような形になっています。

で、その後にですね、耕作者に貸し付けるようになってます。

ちょっと細かい話をしたらですね借り受け調書の備考欄に遊休農地解消緊急対策事業対象農地って書かれてる筆の農地があるかと思うんですが、貸し付ける予定の農地がですね、荒れてる農地がありまして、中間管理が1回借り受けをした後に農地を遊休農地を解消した後にですね、借受人に貸す予定としてます。

具体的には、                    がそのあと借りるような形を今のところ予定しております。

そうですね次の借受人が決まっていることとか、いろいろ要件があるんですけど、今回の分については、            が借りるっていう予定があるので、機構が借りるような形になっています。

で、遊休農地解消対象事業がすべての農地では、今回の中ではないんですけど、17筆中12筆がで

すね、遊休農地解消対策事業の対象にはなっているんですけど、もうすべてを一度機構が借り受けて、17筆すべての一部を解消した後に、          に貸し付ける予定となっております。  
ですね。工期と整地と、場合によっては除礫とか伐根とかした後に展開する予定で、具体的には10アール当たり4万3000円が上限で解消事業の対象となる予定です。

(会長)

はい。

他にございませんか。

はい。

他にないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

次にその他の項目③農用地利用集積計画集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

(事務局)

はい。

農用地利用集積計画案、括弧案の所有権移転についてを開いてください。

ちょっとここで一部修正があつてですね、筆数が5つて書いてるんですけどこちらの二重線で6にさせていただけると思います。

面積については同じです。

すいません。

では説明させていただきたいと思います。

今回畑が、計6筆の3983平米となっております。

大字木立の分で公社から譲り受け人に対してが一筆と、譲り渡し人から公社に1度保有させるのが、今回2件となっております。

計、3名の方の今回の支援事業の関係での所有権移転となっております。

事務局からの説明は終わります。

意見等ありましたら、お願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について、賛成される方の挙手を求めたいと

思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和6年第8回佐伯市農業委員会を終了いたします。

長時間、お疲れ様でした。

(17時06分閉会)

以上、議事録を作成し署名委員とともに押印をする。

佐伯市農業委員会会長

⑩

署名委員 11番委員

⑩

署名委員 12番委員

⑩